

会議名称	平成31年(令和元年)度 第2回 交野市子ども・子育て会議		
開催日時	令和元年5月15日(水) 14時00分～		
開催場所	交野市立保健福祉総合センター(ゆうゆうセンター)		
出席者	・委員12人出席(欠席者2人)	・事務局7人	合計19人 傍聴者1人
配付物	<ul style="list-style-type: none"> <li>・次第</li> <li>・【資料1】交野市の幼児教育・保育の無償化に係る独自施策(令和元年～)</li> <li>・【資料2】市立・私立認定こども園1号認定 利用者負担額(認定こども園)</li> </ul>		
内容	<p>1. 開会</p> <p>2. 会長挨拶</p> <p>3. 委員出席状況報告</p> <p>4. 議題</p> <p>(1) 幼児教育・保育の無償化について</p> <p>(2) その他</p> <p>会 長：それでは、令和元年度第2回交野市子ども子育て会議の議題に入りたいと思います。幼児教育・保育の無償化について、この案件は諮問案件となりますので、お手元に諮問書を配布しております。事務局からの説明していただきますので、よろしくお願ひします。</p> <p>事務局：お手元の資料の最後、A4ヨコ資料の参考資料からご覧いただきますようお願いいたします。事前に送付させていただいている資料から若干変更ありますので、本日配布している資料をご覧ください。</p> <p>参考資料は国が進めております幼児教育保育の無償化の内容の概要となります。以前に、子ども・子育て会議で説明した内容と重複いたしますが、改めましてご説明させていただきました後に、交野市の取組につきまして引き続き説明させていただきたいと思ひます。</p> <p>国は3歳児から5歳児につきまして、10月1日から無償化対象とするとされておりますが、一方で0歳児から2歳児については住民税非課税世帯のみを無償化の対象とされております。無償化の内容ですが行事費や雑費等については対象とはなっておりません。</p> <p>また、利用者目線というより、行政サイドの話になりますが、無償化の財源は消費税の増税分をもって、財源に充てるとされておられ、国が2分の1、都道府県が4分の1、市町村が4分の1の負担割合でもって無償化を実現するという内容となっております。</p> <p>なお、市立園については市が10分の10を負担することとされておられますが、令和元年度については、10月からの半年間につきまして国が負担をすることとされておられます。今回の無償化に伴い、副食費についても制度の変更がありました。</p> <p>無償化の対象外となった0歳から2歳児については、保育料の中に副食費が含まれてい</p>		

るという現在の考え方が継続され、保育料無償化の対象とされておりませんことから、副食費についても現行と何も変更がありません。

3歳から5歳の保育所児（2号認定）につきましては、現在、保育料の中に副食費が含まれているという考え方ですが、新制度では保育料部分が無償になり、これまで保育料に含まれてきた副食費分は別途支払いが必要という制度設計になっています。

1号認定児（3歳から5歳）については、現在保育料と副食費は別途徴収しておりますことから、保育料無償化になりましても、これまでと変わらず副食費は別途徴収されることとなります。

このような形で、国が10月1日から施行するという事が、5月10日に国会で法案成立したところでございます。

資料1につきまして、国の無償化については先ほどの説明のとおりですが、交野市として独自の子育て世帯の負担軽減を考えておりますので、順に説明させていただきます。

まず、1つ目でございますが、無償化の対象外となった3号認定児について（0歳児から2歳児）の保護者は引き続き保育料を支払うこととなります。この中でも従前から第2子は保育料半額、第3子は保育料無償となっております。

そこで、交野市では無償化そのものの考え方を変更するのではなく、独自の兄弟のカウント方法について導入したいと考えております。例えば、国制度の兄弟カウントでは、現在の2号認定で申しますと、数え方が二種類あり、年収360万円相当未満の世帯につきましては、高学年の兄弟姉妹がいても順番に数えますが、一方年収360万円相当以上の世帯につきましては、世帯の実際の子の人数に関わらず、就学前児童だけ数えます。交野市では、この年齢制限についての撤廃しようと考えております。

では、交野市独自施策として、撤廃をする事によりどのようになるのか、画面にて確認したいと思います。

例：3人兄弟の場合、中学生・小学生・保育所児（3号認定）の場合では、国制度の計算では保育所児は1人目でカウントする為、保育料は全額負担となる。当然3号認定児なので無償化の対象外。そこで、交野市独自のカウント方法では、小学生・中学生・大学生であっても世帯の子どもという位置づけであれば3人目となり、保育料無償となります。このように国では無償化対象外とされた0歳から2歳児、いわゆる3号認定においても、無償化の拡大を図り子育て世帯の負担軽減の取り組みを図りたい考えです。

次に給食費の中の副食費について説明させていただきます。

無償化の対象となる3歳以上児（1・2号認定）については、国の制度では保育料無償化にはなりますが、副食費については別途必要となります。ただし、360万円未満相当世帯と第3子については副食費が免除とされています。

交野市では兄弟カウントの年齢制限の撤廃を行いますことから、国の制度から更に第3子に該当する児童が増えることが見込まれ、現状で計算すると、約100人くらいの方が副食費免除になると考えています。もちろん、その費用負担は交野市が行うこととなります。

続きまして、国の無償化制度と交野市独自の施策につきまして、10月1日からどのよう

になるのか、1号認定の保育料がどうなるか、2号認定ではどうなるかにつきまして、それぞれ資料に基づきまして説明します。

事務局：資料2の説明をさせていただきます。

資料2は保育料の料金表について、無償化の「改正前」と、無償化後の10月からの「改正後」の比較を示しています。

資料2-①は1号認定、幼稚園部分の子どもの保育料になっています。裏面の資料2-②以降は2・3号認定、保育所部分の子どもの保育料になっています。②は標準時間の子ども、次のページの③は短時間の子ども、その裏面の④は小規模保育の子どもの保育料になっています。

資料2-①をご覧ください。

1号認定、3歳～5歳の幼稚園の子どもの保育料の表になります。市民税額により第1階層から第5階層が決定され、保育料が算定されます。「改正前」は保育料が発生していた階層も、「改正後」は、幼児教育・保育の無償化により全ての子どもの保育料が無償になります。先ほど説明のありました、給食費、副食費の免除対象となる年収360万円未満相当はこちらになります。第1階層から第3-2階層までが免除対象、第4階層、第5階層の第1子、第2子が副食費有料となります。第3子については、階層に関わらず免除対象となります。

次に裏面の資料2-②をご覧ください。

2・3号認定、保育所の標準時間認定の子どもの保育料の表になります。「改正前」と「改正後」で変更点が3つあります。1つ目は、新旧ともにグレーに色付けしているところの、「3歳未満児」の「2-2階層」をご覧ください。改正前は第1子が4千円、第2子が2千円と保育料が発生していますが、改正後は0円となっています。これは国の保育料無償化により、3歳未満児の非課税世帯が無償化されたためです。

変更点の2つ目は、先ほどの資料2-①と同様、3歳児以上の子どもについては全ての子どもの保育料が0円になります。

3つ目は、市の独自施策として実施する第3子無償化に伴う変更です。「改正前」の表の左上、小さい字になりますが「算定対象となる子どもの年齢上限」の覧をご覧ください。改正前は「星印の制限無し」と記載してあります、年収360万円未満相当に該当する、グレーに色付けをしている階層のみが、「年齢に関わらず世帯の子の数を算定対象」としていました。「改正後」の表の同じく「算定対象となる子どもの年齢上限」の覧をご覧ください。改正後は、市の独自施策により、全ての階層において「年齢に関わらず世帯の子の数を算定対象とする」こととなります。このことによって、第2子、第3子にカウントされる対象範囲が拡大され、子育て世帯の負担軽減となります。

保育所における副食費の免除対象となる年収360万円未満相当はこちらになります。ひとり親世帯等とそうでない世帯で若干異なります。第6-2階層までと、6-3、7-1、8-1階層が副食費の免除対象となり、それ以外の階層は副食費が有料となります。第3子については、階層に関わらず免除対象となります。

次に、資料 2-③をご覧ください。

2・3号認定、保育所の短時間認定の子どもの保育料の表になります。変更点は、資料 2-②の標準時間認定の子どもの保育料の表と同様です。

次に、資料 2-④をご覧ください。

小規模保育施設の保育料の表になります。0歳～2歳児の3歳未満児が対象の施設となっています。変更点について、3歳未満児のため、3歳以上の保育料無償化の影響はありませんが、それ以外は資料 2-②の変更点と同様です。「3歳未満児」の非課税世帯の保育料の無償化に伴い、グレーに色づけしているところ、「2-2 階層」が「改正前」は保育料が発生していますが、「改正後」は無償になります。また、市の独自施策により、「算定対象となる子ども年齢上限」が全ての階層において「制限無し」となり「年齢に関わらず世帯の子の数を算定対象とする」こととなります。

やはり、このことによって、第2子、第3子にカウントされる対象範囲が拡大され、子育て世帯の負担軽減となります。

副食費についても先ほどの説明と同様の為、省略させていただきます。説明は以上です。

会 長：ただいま事務局から説明のありました案件について、ご質問があればお願いします。

給食費が実際、徴収されるというのが分かりましたが、無償化について今まで全額が無償になると思っている保護者が多いと思う。私自身も全部が無償化になると思っていた。

保護者には実費部分についての細かな説明はされているのか伺いたい。

事務局：保護者には、ご理解いただけるよう周知徹底します。

会 長：先ほどから副食費についての話ですが、現在、主食費についてはどうなっていますか。

事務局：主食費については、現在も徴収しているが無償化以降も徴収させていただくことになります。

会 長：徴収にあたって、園独自が徴収するのですか。現場は混乱することはありませんか。

事務局：現在も園で徴収しておりますので、特に混乱することはないと考えます。

会 長：現在も主食費は今も副食費とは別で徴収しているのですね。

事務局：はい、そうです。

会 長：金額的にはどのくらいのものですか？

事務局：園により異なりますが主食費の上限は3000円。副食費は4500円が上限。足したら7500円になります。

なお、今回の無償化の議論の中では主食費について無償化の対象外となっておりますことから、考え方としては切り離して考えてください。

会 長：学校の現場にいたが、給食費について小学校ほどの家庭も全部払っており、無料は就学援助の方等、教育委員会で決まっています。

副会長：今回、国の制度に対して市がどうこうすることはなかなかできない。従って今回みたいに市が上乗せをして無償化の対象者を増やすというような手続きを取られていると思えますし、国から給食費の考え方についてはまだ明確にでておりません。

無償化につきましては、宮腰少子化担当大臣が国会できっちりと国民に説明することを言明しておりますので、その辺はご心配なく。ただまだ決定事項ではございませんし、通知もまだきていない。5月10日に参議院を通った。という事だけでございます。金額も含めその辺は流動的になると思いますので、その辺はお汲み置き下さい。

委 員：伺いたいが、病児保育も対象ですか？

事務局：今回ご説明させていただいた以外の部分の分野の中で、国が進める無償化対象の中に病児保育や幼稚園の一時預かり保育や認可外保育施設等の無償化に対して検討されている。国からの通知を待っている

今回ご説明させていただいたものは認定こども園（保育所）の保育料の改定であり、通常の保育料を徴収するときは市の条例規則に基づいて徴収するものですから、その改正内容について、ご審議いただくためにお示したものです。

ご質問いただきました、一時預かりや認可外保育施設等の無償化の部分は改めまして子育て会議でご報告させていただきたいと思えます。

会 長：交野市は国の基準に対し、カウントの仕方を変えるという事ですね。

事務局：はい、多子カウントについては市の独自施策として取り組んでいきたいと考えています。国の保育料無償化の内容と市の上乗せした取り組みの結果、交野市では保育料の額がこのように変わりますといった中身につきまして、今回お示しさせていただきました。

委 員：年齢制限を完全に撤廃するという交野市のこの独自案はすごく前進的だなと思って、読ませていただいた。そうすると今まで保育園に預けていなかった方とか、保育園に預けたいという人がどっと増えて、今でも待機児童が解消できていない状況の中で、今以上に待機児童が増えるのではないかと感じました。

事務局：無償化により保育のニーズが増えるのではないかとこの事は、市としても同様に考えております。一方で幼稚園を希望する方にとっても無償化により希望しやすくなることから、本市全体で、国の無償化と本市独自施策と合わせるかたちで、さらなる子育て支援が可能になっていくのではないかと考えております。

会 長：今回、国の無償化と合わせて市としての取り組みに対する考えを示しを出した、ということですね。

委 員：市としても国より良い制度をご検討いただき、有り難いと思うのですが、気になったのが、3歳未満児のひとり親世帯の保育料無償化対象外の年齢層ですが、特に年収360万円未満相当のひとり親世帯についての手当て等の検討はされておられますか。

事務局：3歳未満のひとり親世帯の保育料について、国の方で、すでに通常の世帯からの半額以下の料金設定がなされておりますことから、市としてはそれ以上のことについては考えていないです。

委 員：人数的には多くはないと思いますが、減額はされているとはいえ、負担になると思います。年齢が小さい3歳未満だからこそ、保護者がフルで働けていない方もいると思う。せっかくここまで踏み込んでいただいているのであれば、人数的に少ないと思うからこそ、給食費よりもこっちの方が公共性があるのかと個人的に思いました。財政的に余力があるのなら。

会 長：要望ということでよろしいか。

委 員：はい。

委 員：年齢制限に関係なく、3子までのカウントということですが、その把握は簡単にできるものですか。年の離れたご兄弟がいると思うが、すでに働きに出られているご兄弟を簡単に把握できるものですか。

事務局：今、現在360万円未満の世帯のこどもの人数についても、庁内住基システムで把握しておりますので、今回の多子軽減においても把握可能と考えております。

副会長：それは扶養・非扶養等は特に関係ないですか、上の子が社会人で別に住んでいるという場合はどうなりますか。

事務局：生計を一にしている、扶養しているお子様と考えているので、独立しているお子様は対象外となります。

会 長：同居家族であって、親御さんが扶養しているお子様だけですね。

事務局：はい、そうです。

委 員：各世帯に通知はいきますか

事務局：保育料の決定の際には、対象者に市から通知させていただいております。

会 長：その他質問はありませんか。ないようでしたら、この件につきましては諮問案件ですので、今回答申するというかたちですが、国の無償化制度によりさらに交野市独自の無償化の対象を広げ、子育て支援を推し進める取り組みの内容については特に問題なく会場一致とし答申したいと思いますが良いか。

ご意見が無いようなので、後日答申をさせていただくこととします。

会 長：議題3、事務局よりお願いします。

事務局：その他案件については特にございませぬ。

委 員：あまだのみやの工事について、報告を伺いたい。

事務局：あまだのみや幼稚園の移転工事の進捗状況につきましては、現在、大阪府の開発許可申請中ではありますが、ほぼ最終段階の形で手続きに入っており、今月末あたりに開発許可が下りるのではないと見込んでおります。

それに伴いまして、先月4月11日に、開発許可後に計画している本工事のための準備作業を開始したい旨の森区住民説明会をさせていただきました。

この準備作業の中身ですが、1つは河内磐船駅から磐船農協までの道で、狭い箇所がありましたので道路幅の拡幅整備です。もう1つは森新池の中に生えている樹木等の伐採作業を予定しており、一部についてはすでに作業を終了しております。

また、本工事を実施するにあたりまして、周辺の道路沿道の家屋調査を実施することから、対象家屋の方にお知らせとご挨拶にまわらせていただきました。なお家屋調査につきましては、今月調査を開始しております。

今後の見通しとしましては、開発許可が下りましたら土砂の搬入等の本工事を開始することを予定しております。よろしく願いいたします。

会 長：それでは、事務局から、次回の開催について、ご案内ください。

事務局：次回の交野市子ども子育て会議は6月下旬を予定しております。日程につきましてお手元の日程調整表をご記入の上、本日ご提出いただける場合は、事務局までお願いします。

また、後日5月22日までに事務局でお知らせいただきますようよろしくお願いいたします。日程調整が整いましたら、改めて委員の皆様にご案内させていただきます。よろしくお願いいたします。

会 長：次回開催予定は6月下旬予定ということで、委員のみなさまのご都合をお伺いして、事務局で調整し、ご案内いただくということです。

事務局よろしくお願いいたします。では、本日の案件はすべて終了しました。ご多用中のところ、本日はおつかれさまでした。これにて閉会させていただきます。